

東京大学海外派遣奨学事業

2022 年度短期(3 ヶ月以上 1 年以内)・超短期(3 ヶ月未満)海外留学等奨学金第 2 回募集
よくある質問(Ver1.0)

Q1. プログラム期間に関する考え方を教えてください

A1. プログラム期間に関する考え方は以下のとおりです:

プログラム開始日:原則として派遣先大学での授業又は研究の開始日とする。(申請者が日本を出国する日ではないので、注意すること。)ただし、授業又は研究開始前に行われる参加必須のオリエンテーション(オンラインで開催されるものを除く)等に参加する場合は、プログラム期間に含めることができる。

プログラム終了日:派遣先大学においての各自の学習活動(※)又は研究活動が実際に終了した日とする。(申請者が留学先国を出国する日ではないので、注意すること。)なお、留学先国出国日以降の日付をプログラム終了日とすることはできない。

(※)プログラム期間には、試験期間も含まれるため、「授業」ではなく、「学習活動」としている。

【プログラム期間と出入国日の関係】

(例1)留学先大学の授業を履修する場合

2023 年 1 月 4 日	日本を出国
2023 年 1 月 11 日	留学先大学の学期開始日
2023 年 1 月 13 日	留学先大学の参加必須オリエンテーション(= <u>プログラム開始日</u>)
2023 年 1 月 18 日	留学先大学の授業開始日
2023 年 5 月 13 日	留学先大学の試験終了(学期終了)日(= <u>プログラム終了日</u>)
2023 年 5 月 14 日	留学先国を出国

(例2)留学先大学に研究留学する場合

2023 年 1 月 20 日	日本を出国
2023 年 2 月 1 日	留学先大学における研究開始日(= <u>プログラム開始日</u>)
2023 年 12 月 12 日	留学先大学における研究終了日(= <u>プログラム終了日</u>)
2023 年 12 月 13 日	留学先国を出国

Q2. 留学先のプログラム開始日と終了日はどの資料を参考にすればよいでしょうか

A2. プログラム開始日・終了日に関しては、以下の資料を参考にして申請書を作成してください。

(a)受入許可書に記載されている期間

(b)受入許可書に記載がないときは(全学交換留学の場合)「Fact Sheet」記載の期間や大学 HP (Academic Calendar 等)のページ

申請書類においてプログラム期間が確認できない、または提出した資料間で齟齬が生じている場合(申請書の「プログラムの主なスケジュール」や「プログラム開始日」・「プログラム終了日」、などの内容と受入許可書や「参加する海外留学等プログラムの概要が分かるもの」で内容が異なる場合)は、追加で資料の提出や説明をお願いする場合があります。

例えば、授業開始前に、参加必須のオリエンテーションがあり、当該イベントをプログラム開始日とする場合(オンラインは不可)で、受入許可書等や「参加する海外留学等プログラムの概要が分かるもの」に記載がない場合は、当該オリエンテーションへの参加が必須であること、また、その日程や開催形態(対面の開催か)を示した資料を添付してください。

また、当該留学において、授業履修と研究の両方を計画しており、授業開始日(オリエンテーション)より前に研究を開始する場合や試験終了日以降に研究を継続する場合は、申請書において、そのことが分かるように記載してください。

Q3. 申請後にプログラム期間を変更することはできますか

A3. 原則としてプログラム期間の変更は認めていませんが、やむを得ない事情により、変更する場合は、認める場合があります。なお、プログラム参加日数が減少した場合は、受給決定時の支給回数を変更(=支給回数減)する場合があります。逆にプログラム実参加日数が増加した場合でも、受給決定時の支給回数は変更(=支給回数増)しませんので、御注意ください。

Q4. 「参加する海外留学等プログラムの概要が分かるもの」にはどのようなものを添付すればよいですか。

A4. 当該プログラムについてのパンフレットや HP 等の写しを添付してください。全学交換留学の場合は留学先大学の「Fact Sheet」を添付してください。内容としては、申請書の裏付け資料としての位置づけもありますので、当該プログラムのプログラム内容、プログラム日程等の記載がある書類を想定しています。分量は A4 用紙1枚程度がよいですが、適当なものがなければ、枚数は1枚を超えても構いません。

Q5. 海外の大学に客員研究員等として研究留学する場合も支援対象になりますか。また、「参加する海外留学等プログラムの概要が分かるもの」として適当なものがない場合、何を添付すればよいですか。

A5. 研究留学も対象になります。プログラムの概要が分かるものについて適当なものがなければ、

申請者本人以外(留学予定先の教員、指導教員等)に作成を依頼してください。内容としては以下を含めてください:

1. 学生氏名
2. プログラム期間
3. 留学期間中の研究内容
4. 留学期間中の身分・所属
5. 資料作成者氏名・職名・所属

Q6. 海外での研究フィールドワークやインターンシップは支援対象になりますか。

A6. 有給・無給問わず、支援対象になりません。ただし、海外大学が実施する海外留学等プログラムのうち、内容の一部にインターンシップ、フィールドワークが組み込まれているプログラムは対象となります。また、以下のようなものは本制度の支援対象外です:

- ・本学が実施する「体験活動プログラム」
- ・学会／研究集会での研究発表
- ・ボランティア活動
- ・就業体験プログラム
- ・学生団体主催の国際交流活動

Q7. 「申請書・申請者情報シート【所定様式】」の署名欄について、紙媒体、電子媒体での扱いについて教えてください

A7. 署名を画像化し、署名欄に貼り付けの上、提出してください(紙媒体はそれを印刷したものを提出してください)。もしそれが難しければ、紙媒体で提出する申請書に署名して提出すれば、電子媒体(エクセルファイル)に署名がなくても構いません。捺印する場合は、紙媒体で本紙を提出してください(電子媒体には捺印がなくても構いません)。